

グローバルミニマムタックス制度のモデルルールのポイントと日系多国籍企業のTo Do

KPMG税理士法人 M&A／グローバル・ソリューションズ
パートナー・税理士 吉岡 伸朗 氏

はじめに

2021年12月20日、137カ国・地域が参加する「OECD／G20 Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting」は、第二の柱のうち、Global Anti-Base Erosion (GloBE) モデルルールを発表しました。この文書は、売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業に対して15%のグローバルミニマムタックスを課すためのルールで、70ページ(うち15ページは定義)で構成されています。本稿執筆時点ではまだ公表されていませんが、GloBEモデルルールに関する詳細なコメントリーが今後発表される予定となっています。GloBEモデルルールは、2020年10月に発表された第二の柱と呼ばれるルール(グローバルミニマムタックス制度)に関するブループリントとは、重要な点で異なります。本稿ではグローバルミニマムタックス制度のうちGloBEモデルルール(特に所得合算ルールと呼ばれるルール)のポイントとその影響について概説します。

GloBEモデルルールの概要

1. 全体の設計

第二の柱には次の二つのルールがあります。

【1】以下の各国国内法のルール

(以下の①と②をあわせて、Global Anti-Base Erosion Rules(以下、「GloBEルール」という)

- ① 多国籍企業グループ内の構成事業体の軽課税(軽課税かどうかの判断は国・地域別の実効税率と最低税率を比較する。以下②においても同じ)の所得に対して親会社に最低税率(15%の税率)までの上乗せ税をその持分に応じて課す所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)
- ② 構成事業体の軽課税の所得がIIRの下で課税対象とならない範囲で、多国籍企業グループ内の他の構成事業体において税務上の支払控除を認めない、または同等の調整を要求する軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payment Rule)

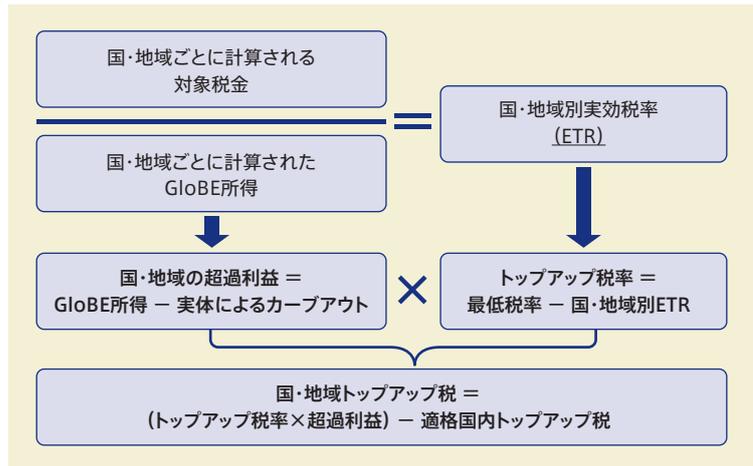
IIRまたはUTPRのいずれかにより上乗せで課税される税(以下「トップアップ税」)が生じるか否かは、その国・地域における実効税率(Effective Tax Rate、以下「ETR」)の計算に基づいて判断されます。このETRの計算は複雑であり、GloBEモデルルールでは、一時差異と繰越欠損金の調整については、税効果会計を基礎とした計算方式を導入しています。

また、GloBEモデルルールには、国内トップアップ税という新しい概念が追加されています。これにより、各国・地域は、IIRやUTPRによるトップアップ税の課税モデルと実質的に重複するルールを導入し自国の税収の確保をすることができます。国内トップアップ税はその国・地域で徴収され、IIRやUTPRにより、他の国・地域に課税権が移転することはありません。低税率の国・地域がこのルールを導入する場合、多くの状況で複雑さが軽減され、第二の柱の目標である「法人税率の引き下げ競争の防止」に寄与すると考えられます(図表1参照)。

【2】租税条約上のルール(STTR: Subject to Tax Rule)

最低税率(9%の税率)未滿で課税される利息、ロイヤルティ、その他の関連者への一定の支払いに対して、当該最低税率と、対象となる支払いに対して支払先の国・地域で適用される税率の差分まで、支払元の国・地域(所得源泉地国)で限定的に課税することを認めるルール(STTRに基づいて支払われた税金は、GloBEルールの下、考慮される)。

図表1. 国・地域別実効税率とトップアップ税



(出所) Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two) – Pillar Two Model Rules Fact sheets-OECDより、筆者作成

今回のGloBEモデルルールには、STTRルールが含まれておりません。このルールの最終的な適用範囲はまだ決定しておらず、STTRモデルルールの公表は2022年3月になる予定です。

2. 適用範囲

GloBEルール適用の閾値

GloBEルールは、原則として、グループの連結売上が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業に適用されます。これは、連結財務諸表における連結売上にに基づき判断することになります。なお、ある国・地域に所在する会社が、他の国・地域に恒久的施設 (Permanent Establishment) を有している場合も、この基準を適用する際には一つの別の事業体とみなされます。

連結売上高による判定には、4年間の検証対象期間が設けられています。一般的には、過去4会計年度のうち2会計年度で連結売上が7億5,000万ユーロ以上となる場合に適用基準を満たすこととなります。2つのグループが合併した場合、各グループの売上の合計が7億5,000万ユーロ以上となる場合は、適用基準を満たすものとみなされます。また、会社分割があった場合にも、特別なルールが適用されます。

除外事業体

特定の組織、団体等はGloBEルールから除外されます。事業を行っていない政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金は完全に除外されます。投資ファンドも除外されますが、多国籍企業グループの最終的な親会社である場合にに限られます。また、これらの除外される事業体が所有する特定の保有ビークルも除外されることとなります。

国際海運所得の除外

国際海運所得とそれに関連する一定の所得については、除外規定があります。これは、乗客と貨物の両方の船舶による輸送に適用されますが、同じ国・地域内の内陸水路での輸送からの所得には適用されません。この除外規定を適用するためには、構成事業体は、関係するすべての船舶の戦略上または事業上の管理が、構成事業体が所在する国・地域内で効果的に行われていることを証明しなければなりません。

3. 所得合算ルール

トップダウンアプローチと中間親会社

GloBEルールは、大規模な多国籍企業が、事業を行っている各国・地域で発生する所得に対して、最低限の税金を課すことを目的としています。このルールでは、国・地域ごとに多国籍企業に課せられるETRを計算します。ある国・地域のETRが15%未滿となる場合、その国・地域の各構成事業体について、トップアップ税を計算します。

IIRは、このトップアップ税を課すための原則的なルールとなります。IIRの適用上、多国籍企業グループ内

の親会社は、低税率の構成事業体のトップアップ税のうち、親会社の持分等に相当する金額について、その税務上の居住地で課税されることとなります。この点でIIRは、タックスヘイブン対策税制と類似しています。

トップダウンアプローチでは、持株の連鎖の中で最も高い位置にある親会社が優先されます。したがって、資本関係が多階層となっているケースにおいて、多国籍企業グループの最終親会社(Ultimate Parent Entity)がIIRの対象となる場合には、中間親会社ではなく、当該最終親会社が、IIRにより課税されることとなります。なお、最終親会社がIIRの対象とならない場合、IIRの課税権は、IIRを導入している中間親会社の国・地域に移ることとなります。

分割所有権ルール

軽課税の構成事業体が多国籍企業グループ外に重要な(すなわち、20%超の)少数株主を有している場合には、トップダウンアプローチの例外が適用されます。低税率の構成事業体に係る最終親会社への持分等に相当する金額をIIRによる課税の対象とした場合、少数株主の持分等に相当する金額の課税漏れが生じる可能性があり、分割所有権ルールは、これに対処するための措置となります。

例えば、最終親会社が中間親会社の75%の持分を保有し、中間親会社が低税率の構成事業体の100%の持分を保有している場合、中間親会社がIIRを適用していれば、IIRの課税権は中間親会社の国・地域に移ることとなります。この中間親会社は「部分被保有中間親会社(Partially-owned Parent Entity)」と定義されます。この分割所有権ルールの適用により、トップアップ税の75%が最終親会社レベルで課税されるのではなく、100%が部分被保有中間親会社レベルで課税されることとなります。なお、この分割所有権ルールでは、上位の親会社への割当分(このケースでは最終親会社の75%相当分)は、下位の親会社がIIRによって課税される範囲内で(このケースではゼロまで)減少すると規定されており、上位の親会社で課税されることはありません。

4. 実効税率(ETR)の計算

GloBEルールでは、Net GloBE所得を有する国・地域の多国籍企業グループのETRを会計年度ごとに計算することが規定されています。ある国・地域の多国籍企業グループのETRは、その国・地域に所在する各構成事業体の調整後対象税金の合計(分子)を、その国・地域のその会計年度のNet GloBE所得(分母)で割ったものとなります。このルールにおいて、無国籍の構成事業体は、それぞれ別の国・地域に所在する単一の構成事業体として扱われます。

【調整後対象税金の合計(分子)】

一の構成事業体の所得に係る税金および調整

前述の通り、GloBEルールのETRは、その国・地域の構成事業体の調整後対象税金の合計(分子)を、その国・地域のその会計年度のNet GloBE所得(分母)で割ったものとなります。構成事業体の調整後対象税金の出発点は、構成事業体の財務諸表上の当期発生税金費用(対象税金に関するもの)であり、様々な調整が行われます。そのため、(i)対象税金の定義、(ii)様々な調整の性質を理解することが重要となります。

対象税金には、構成事業体の所得に関連して計上される税金の他、法人所得税に代わる税金(国外所得に係る源泉徴収税等)、配当分配に関する税制により課される税金、内部留保や資本に関連して課される税金(サウジアラビアのザカート等)が含まれます。

税金費用の調整には、除外された所得(ポートフォリオ投資以外の投資からの配当金等)に関連する税金費用の除外、不確実な税務ポジションに関連する税金費用の除外、特定の還付可能な税額控除の調整、3年以内に納付されない税金費用の除外などが含まれます。また、特定の繰延税金の調整もあります。

なお、構成事業体の申告後の調整についても規定されており、これにより過去年度のETRやトップアップ税の再計算が必要となります。

一の構成事業体の一時差異(会計と税務の認識時点の差異)に対応する繰延税金

前述の通り、構成事業体の調整後対象税金を算出する際の重要なステップとして、繰延税金の調整があり

ます。これは、会計上(帳簿上)と税務上の差異に起因するETRの変動に対応するためであり、これにより、繰越欠損金は、繰延税金資産によって効果的に調整されることとなります。構成事業体の調整後対象税金に含める金額の計算は、構成事業体の会計上の繰延税金費用からスタートしますが、一定の調整が必要です。

例えば、繰延税金費用は、15%を超過するETRで計上されている場合、15%の税率で再計算することとなります。また、構成事業体の調整後対象税金を含む繰延税金負債が5年以内に解消されない場合(すなわち、その時点までに税金が納付されていない場合)は、これを取り崩す必要があります(または、構成事業体は当該解消が見込まれない繰延税金負債に係る繰延税金費用を対象税金に含めないことを最初に選択することができます)。

ただし、一定の繰延税金負債については、この5年間の取り崩しルールは適用されません。法人税率の変更による繰延税金資産の評価調整や繰延税金の再測定は、通常は無視されます。また、GloBEルールが適用されることになった多国籍企業の繰延税金の調整については、特別な経過措置が設けられています。

また、これらの繰延税金に関する規定の代わりに(選択により)使用することができる特別な「代替」制度があります。この制度では、特定の損失に係るみなし繰延税金資産を最低税率で計算し、その繰越額を調整後対象税金に含めることができます。これは、特に非課税または軽課税の国・地域に関連する制度となります。

構成事業体間での税金の配分

構成事業体の調整後対象税金を算出する際には、ある構成事業体から別の構成事業体に対して、一定の対象となる税金を配分する必要があります。

例えば、受領側の構成事業体が負担する配当源泉税は、会計上は受領側の構成事業体に計上されますが、その源泉税は、配当支払い側の構成事業体の対象税金として取り扱われます。恒久的施設やハイブリッド事業体(どちらも構成事業体として扱われるもの)に対する構成事業体間の配分や、CFC(Controlled Foreign Company)やパススルー事業体についての税制に関する具体的な規定があります。CFCとハイブリッド事業体の配分は、高課税国からの受動的所得の移転による影響を軽減するために、上限が設けられています。

【Net GloBE所得】

国・地域の会計年度のNet GloBE所得は、次の式に従って計算されたプラスの金額とされています。

[Net GloBE所得＝国・地域のすべての構成事業体のGloBE所得－国・地域のすべての構成事業体のGloBE損失]

各構成事業体のGloBE所得とは、当該構成事業体の会計上の純損益から特定の項目について調整したものをいいます。なお、投資事業体である構成事業体の調整後対象税金およびGloBE所得は、ETRの計算およびNet GloBE所得の算定から除外されます。

さらに、その他の特別な調整として、株式報酬費用と特定の「還付可能な税額控除」の処理があります。GloBEモデルルールでは、株式報酬費用に関連して、構成事業体が課税所得の計算において損金算入が認められた金額を、財務諸表上費用化された金額に代えて使用することを認めています(これは同じ国・地域内のすべての構成事業体に適用されます)。このルールの意図は、株式報酬制度に関連して、会計と税務に差がある場合にトップアップ税が生じることを防ぐことにあると思われます。

「還付可能な税額控除」については、適格である「還付可能な税額控除」(通常、4年以内に現金または現金同等物として支払われる「還付可能な税額控除」)は所得として処理し、それ以外の「還付可能な税額控除」は税金費用の相殺として処理することが規定されています。また、政府補助金については、GloBEモデルルールでは明確に規定されていませんが、一般的な財務会計原則に基づき、このような補助金はGloBE所得に含まれます。

【トップアップ税率とトップアップ税額】

トップアップ税率は、最低税率15%からETRを差し引き、その差がプラスとなる場合の税率となります。

国・地域の会計年度の超過利益は、Net GloBE所得から「実体ベースのカーブアウトによる控除額」を差し引いた場合のプラスの金額です。ある会計年度における国・地域のトップアップ税は、超過利益にトップアップ税率を乗じた額から、国内トップアップ税を差し引き、さらに、前年度の増額調整などの特定の調整から生じる当年度追加トップアップ税を加えた額となります。

【少額免除基準による除外】

少額免除基準による除外規定があり、以下の両方の要件を満たす場合等、一定の条件を満たす場合には、国・地域に所在する構成事業体のトップアップ税は、当該会計年度において、ゼロとみなされます。

- (a) 当該国・地域の平均GloBE収益が10百万ユーロ未満であること
- (b) 当該国・地域の平均GloBE所得が1百万ユーロ未満であるか、または損失であること

5. カーブアウト(適用除外)

GloBERルールでは、給与や有形資産からの利益の回収分に基づいて、実体ベースによるカーブアウトが定められています。このカーブアウトの存在により、実体のある活動への投資から得られる経常的なリターンに対する税金を軽減する税制上の優遇措置を、その国が継続して提供できるようになり、給与と有形資産を使用する結果として、労働集約的な産業と資本集約的な産業の両方を支援することができます。

カーブアウトの計算方法

給与部分の構成要素は、関連する多国籍企業の従業員の給与費用とされています。従業員の概念は広く、多国籍企業の指揮命令下で日々の事業活動を行っている個人事業主が含まれます。

GloBEモデルルールでは、雇用主の所在地ではなく、従業員の活動が行われている場所が考慮されます。給与費用(有形資産に計上された給与費用を除く)も広く定義されており、従業員給付金、特定の年金基金への支払い、関連する税金などが含まれます。

有形資産部分の構成要素は、工場、不動産、土地所有権、土地(開発目的の土地を除く)の財務会計上の帳簿価額に基づくこととされています(ただし、一定のセーフガードが講じられています)。自己建設資産、天然資源、リース資産については、同等の取り扱いを目的とした特別なルールがあります。

カーブアウトによる控除額は、給与部分と有形資産部分にそれぞれ適用されるパーセンテージを乗じて計算した金額の合計となります。

給与費用については、10%から始まり、最初の5年間は毎年0.2ポイントずつ減少して9%となり、その後は毎年0.8ポイントずつ減少して10年後に5%となります。

有形資産については、8%で始まり、5年間で毎年0.2ポイントずつ減少して7%になり、その後5年間で毎年0.4ポイントずつ減少して10年後には5%となります。

カーブアウトの適用

カーブアウトによる控除額は、その国・地域のNet GloBE所得から差し引かれ、超過利益が算出されることとなります。上述の通り、この超過利益には、最低税率である15%とその国・地域のETR(カーブアウトの調整なし)の差であるトップアップ税率が乗じられます。これにより、IIRまたはUTPRによって課税されるトップアップ税が算出されます。使用できなかったカーブアウトによる控除額は、繰り越しや繰り戻しができません。

6. ジョイントベンチャーなど

パススルー事業体、ハイブリッド事業体、およびジョイントベンチャー等の取り扱い

多国籍企業グループによるパススルー(構成員課税の)事業体、ハイブリッド事業体、ジョイントベンチャー(以下「JV」)への投資にGloBERルールが適用される方法は、第一に、当該事業体の財務結果が多国籍企業グループの財務結果と連結されており、当該事業体が構成事業体となっているかどうかによって決まります。

構成事業体ではない事業体の会計上の純損益および対象税金は、通常、多国籍企業グループに対する

GloBEルール の適用においては除外されます。ただし、最終親会社が当該事業体の所有権を直接または間接に50%以上保有しており、当該JVの財務結果が持分法適用の下で当該多国籍企業グループの財務諸表に含まれている(つまり、50%保有の持分法子会社など。ただし、一定の除外規定あり)場合は、JVに関して以下に記載する特別なルールに基づき、会計上の純損益および対象税金を計算に含めることが求められます。

構成事業体またはその所有者の存在する国・地域において税務上パススルーとされる当該構成事業体の会計上の純損益(およびそれに対応する対象税金)は、当該事業体およびその所有者の存在する国・地域における税務上の取り扱いに基づいて、個々の国・地域(該当する場合はその恒久的施設)に配分されます。

当該事業体の会計上の純損益および対象税金の配賦は、当該構成事業体の所有者の所在国・地域によって法人該当性に関する取り扱いが異なる可能性があるため、各所有権ごとに別々に行われます。

例えば、税務上パススルーとされる事業体(当該事業体およびその所有者もパススルーとされる事業体)の所得および税額は、一般的にその所有者の国・地域に割り当てられる一方で、リバース・ハイブリッド事業体の所得と税額は無国籍であるとして取り扱われ、個別にテストされることとなります。

また、ハイブリッド事業体のGloBE損益および対象税金は、当該損益および対象税金に関してハイブリッド事業体の所有者の会計上認識されたものも含め、通常、ハイブリッド事業体に配分されます。

上述の通り、ある事業体が構成事業体ではないがJVである場合、当該JVとその連結子会社(以下「JV子会社」といい、JVと合わせて「JVグループ」という)の所得と税額には特別なルールが適用されます。GloBEモデルルールでは、JVグループの各メンバーに係るトップアップ税は、JVグループを、JVを最終親会社とする独立した多国籍企業グループと仮定して計算することとなります。JVグループのメンバーの所有権を(直接または間接に)保有する親会社は、(一般的なIIRルールに従って)当該各メンバーのトップアップ税の割当額に応じてIIRを適用することとなります。

JVグループの全メンバーのトップアップ税の最終親会社における割当額(「JVグループトップアップ税」)は、IIR上の一の親会社におけるトップアップ税の相当額が減少し、当該JVグループトップアップ税の残額はUTPRトップアップ税の合計額に加えられ、一般ルールに従って多国籍企業グループのメンバーに配分されることとなります。

7. 税務コンプライアンス

申告義務

GloBE情報申告書は、その国・地域に所在する当該各構成事業体またはその構成事業体の代理である指定現地事業体(Designated Local Entity)のいずれかが提出する必要があります。その報告会計年度において、最終親会社または指定申告事業体(Designated Filing Entity)が、年次GloBE情報申告書の自動交換規定を定める二国間または多国間の協定またはアレンジメント(Qualifying Competent Authority Agreement)を締結している国・地域に所在する場合は、上記に代わり、その最終親会社または指定申告事業体が申告書を提出することができます。

GloBE情報申告書は、報告会計年度の期末から15ヵ月以内に提出しなければなりません。

申告書に記載される情報は、今後公表予定の標準テンプレートに記載されることとなり、以下の内容を含みます。

- 構成事業体の基礎情報(納税者番号や所在する国・地域等)
- 多国籍企業グループの全体の企業ストラクチャー
- 国・地域のETR、構成事業体およびJVグループのメンバーのトップアップ税を算出するために必要な情報
- IIRに基づくトップアップ税およびUTPRに基づくトップアップ税の配賦額
- GloBEルールの規定に従って行われた選択(Election)の記録
- GloBE実施フレームワークにおいて合意されたその他の情報

現地の行政機関は情報、申告および通知の条件を変更することができます。現地の制裁措置、罰則、守秘

義務はGloBE情報申告に適用されます。

セーフハーバー

GloBEモデルルールでは、今後、多国籍企業グループのGloBEルールに要する事務負担を軽減することを目的としたセーフハーバー（宥恕規定）が策定されることになっています。策定予定のセーフハーバーは選択式で、国・地域ごとに適用され、多国籍企業が適用可能な場合は、適用年度におけるトップアップ税をゼロまで軽減する効果があります。セーフハーバーの計算方法の詳細は公表されていませんが、CbCR（国別報告書）の情報の活用等により、簡素化されたETR計算を行うものとなる等といった可能性があり得ます。なお、多国籍企業がセーフハーバーの適用を選択した場合であっても、GloBE情報申告書の提出から36ヵ月以内に、税務当局から追加情報の提出を求められる可能性があります。セーフハーバーはGloBE実施フレームワークの策定の一環として最終決定されると見込まれています。

日系多国籍企業のTo Do

GloBEルールは、多国籍企業グループの財務諸表上の連結実効税率に大きな影響を与える可能性があります。また、このルールの適用範囲内にある多国籍企業グループにとっては、特に毎年の国・地域ごとのブレンドリングに基づくETRやトップアップ税の計算において、様々な実務上の課題が発生し、管理上の負担が増加することが予想されます。以下に日系多国籍企業の今後の対策を整理します。

A. GloBEモデルルールが貴社にどのような影響を与える可能性があるか、ハイレベルな評価を行う

まずハイレベルな影響評価として、貴社の組織構造を改めて確認する必要があります。セーフハーバールールは現状まだ策定されていないことから、明らかにETRが最低税率を超える国・地域とそうでない国・地域を区別することや、グループ内に除外事業体が存在するか、あるいは特定の税制優遇措置がどのように影響するかについてもイメージを持っておく必要があります。また、各子会社の状況は、年々大きく変化しうるといことも念頭に置いておく必要があります。

B. 情報収集におけるシステム上の潜在的な問題を理解する

実務上、情報として必要な項目の中には、通常の会計情報から得られるものもあれば、追加の情報収集が必要となるものもあり、入手方法・プロセスについて検討が必要な情報が何かをある程度特定しておく必要があります。

C. 税務部門と経理部門の間で、密な連携を確保する

必要な情報の多くは会計データや規則に基づいているため（特に繰延税金等）、適切なレベルで、整合性のとれたデータを利用することになります。また、GloBEルールに基づく特定の収益または費用（税金を含む）の処理および配分は、財務会計上の会計処理とは異なる場合がありますが、一方で、GloBEルールが、会計処理に影響を及ぼす可能性もあるため、今後、経理（連結会計）チームと税務チームの連携・体制構築がこれまで以上に必要となります。

D. 詳細な評価モデルの検討を行う

上記AからCの検討を行った後、2022年初頭のコメントリーの公表後、より詳細に、GloBEルールによって追加的に発生しうる税金負債や利用可能な選択権の行使について検討する必要があると考えられます。また、異なる国・地域に所在する構成事業体間の取引で、独立企業間原則にのっとり財務諸表に計上されていないものは、独立企業間原則にのっとり調整する必要があるため、これらの調整についても検討する必要があります。

E. 取締役会や経営委員会に、GloBEルールが財務面および管理面で与える潜在的な影響を伝える

GloBEルール導入に伴い、追加的に発生するコストについても事前に検討しておく必要があります。

F. 税務管理体制を確立する

GloBEルールは、多国籍企業グループ全体のETRの増加をもたらす可能性があり、その結果、キャッシュ・フローや財務諸表に大きな影響を与える可能性があります。コンプライアンス違反は、税務当局からのより高いレベルの監視、（税務）コストの増加、さらにはブランドおよび潜在的なレピュテーションの毀損

をもたらします。GloBEルールのコンプライアンスに対応するための強固な税務管理フレームワークが必要となるため、自社の税務ガバナンスに関する体制評価や体制強化のための検討が必要となります。

G. GloBEルールに対応するためのアプローチを検討する(親会社主導型、現地子会社主導型、ハイブリット型)

欧米企業の場合は、税務業務については親会社の強力なガバナンス体制の下、実行されていることから、ETRの計算等においては子会社側により関与が求められることになると考えられます。一方で、日系企業においては、税務実務を子会社に一任しているケースも散見され、その場合には、親会社による実務対応がより一層求められることになり、税務ガバナンス体制の強化が求められることとなります。

H. 各国のGloBEルールへの対応と適用方針を注視する

国内トップアップ税や代替ミニマム税、IIRやUTPRのルールを導入するための改正等、各国の対応にも注意を払う必要があり、子会社や外部アドバイザー等より情報収集し状況を把握できる環境を構築しておく必要があります。一部の国では、GloBEモデルルールに合わせて、免税などの税務上のインセンティブを助成金などに変更することも考えられます。GloBEモデルルールでは一貫した枠組みを求めているものの、国内企業への適用方法には違いが生じるかもしれません。米国のGILTI規則(米国のグローバル軽課税無形資産所得合算課税制度)が共存する可能性があるため、その点でも適用上の違いが生じる可能性があります。また、EUは他の地域と比較して、GloBEルールを拡大または明確化するため、追加的な要素を導入する可能性があります。

I. 将来的な税務情報の開示とGloBEルールとの相互関係性を考慮する

上場・非上場を問わず、情報開示制度の数は増加しており、それらがどのように相互に関係するかといった点を把握し、合理的な情報収集・整合性の確認の精度や方法等を検討する必要があります。情報開示制度には、GloBEルールに加え、CbCR、GRI207、EU Public CbCRなどがあります。

J. 顧客や投資先に対する二次的影響を考慮する

多国籍企業にとっては、少数株主への対応、顧客の信用情報、投資に係るキャッシュベースの評価など、二次的な影響も考えられます。これらの影響を考慮したうえで、実施計画を立てる必要があります。

おわりに

KPMG税理士法人では上記To Doを各種方面から支援できる体制を整えておりますので、ご相談等ございましたら下記までご連絡ください。(執筆日:2022年2月17日)

吉岡 伸朗 氏 プロフィール

nobuaki.yoshioka@jp.kpmg.com
03-6229-8052

2001年KPMGピートマーウィック税務部門(現KPMG税理士法人)に入所後、現在は国内およびクロスボーダーM&A案件等に係る税務アドバイザー業務(税務デューデリジェンス、ストラクチャリング、税務モデリング、SPALレビュー等)や日系多国籍企業の海外進出・撤退・組織再編に係る税務アドバイザー業務、グローバル税務ガバナンス体制構築に係る税務アドバイザー、第二の柱の導入に伴う影響分析など各種アドバイスを提供している。

COP26の総括と今後の気候変動政策の動向

みずほリサーチ&テクノロジーズ 環境エネルギー第1部
コンサルタント 金池 綾夏

はじめに

2021年10月31日から11月13日にかけて、英国グラスゴーでCOP26が開催された。COPとは、年1回開かれる国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 締約国会議 (Conference of Parties) で、今回が26回目となる。2020年は新型コロナウイルスの影響により開催が見送られたことから2年ぶりの開催となった。COP26には、195の締約国・地域、国連機関、NGOなど2.5万人以上が参加し、ネットゼロの実現に向けた合意の取りまとめやパリ協定ルールブックに関する交渉が行われた。本稿では、COP26の主な決定事項を紹介しつつ、今後の気候変動政策の動向を見ていきたい。

COP26に向けた機運の高まりと議長国英国が掲げるCOP26の目標

2021年8月、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) は第6次評価報告書 (AR6) 第1作業部会報告書 (自然科学的根拠) *1を公表した。IPCCの報告書は、UNFCCCをはじめとする国際交渉や国内政策のための基礎情報として世界中の政策決定者に引用されている。WG1報告書では、世界の平均気温は産業革命以前と比べて既に1.1℃上昇しており、地球温暖化は人間活動に起因すると初めて断定した。また、気温上昇を1.5℃に抑えるために残されたカーボンバジェットは約4,000億トン (67%の確率) であるとした。近年のCO₂排出量 (2019年に世界全体で約380億トン*2) を踏まえれば、近い将来カーボンバジェットが尽きることが示唆される。さらに、今後数十年のうちに大幅に排出削減しなければ、21世紀中に気温は1.5℃および2℃を超え、温室効果ガスの大幅削減の必要性を示した。

こうした状況を受け、COP26議長国の英国は、世界の気温上昇を1.5℃に抑えることをめざすこと、そのために今世紀半ばまでのネットゼロ達成を確実なものとする必要性を示したうえで、①2030年までの温室効果ガス大幅削減と今世紀半ばまでのネットゼロ達成に向けた計画、②石炭火力発電の削減・電気自動車への移行等に関する合意を含む具体的な行動、③途上国への年間1,000億米ドルの気候ファイナンス、④今後10年間で野心を更に高めるための交渉、の4つをCOP26の中心的議題*3として掲げた。また、パリ協定を運用するための詳細なルールを定めたパリ協定ルールブック (以下、「ルールブック」) を完成させることを優先事項と位置付けた。ルールブックは、2018年のCOP24での交渉完結がめざされていたが、パリ協定第6条市場メカニズムの交渉難航などにより完成が先送りとなっていたもので、早期の合意が望まれていた。

COP26の主な成果

COP26は化石燃料や途上国への気候ファイナンスに関する議論において交渉が難航したため会期が1日延長されたが、成果文書となるグラスゴー気候合意 (Glasgow Climate Pact) *4の採択とルールブックの完成をもって11月13日に閉幕した。COP26の会期中には様々なイベントが開催された (図表1参照)。首脳級会合の世界リーダーズサミットでは岸田首相をはじめとする世界各国のリーダーが演説を行ったほか、すべての締約国の合意を必要としない自主的な取り組みとして、気候変動対策に関する様々な声明や宣言が発表された。

以下では、COP26の成果のうち、議長国の英国の目標にも掲げられていた排出削減目標、化石燃料、およ

びパリ協定第6条の市場メカニズムの3つの合意について整理する。

(1) 排出削減目標の引き上げに関する合意

英国がめざしたように、COP26では1.5℃目標の達成に向けて排出削減の取り組みを進めることが確認され、グラスゴー気候合意では、国連文書として初めて「今世紀半ばまでのネットゼロ」達成をめざすことが明記された。しかし、COP26会期中に、現在の各国のNDC(国が決定する貢献)は

世界全体の排出量を2030年に2010年比で13.7%増加させる水準との報告*5が国連から発表されたこともあり、合意文書で2022年末までに2030年目標を再検討し、必要な場合にはパリ協定の目標に整合するよう目標を引き上げることが各締約国に促した。

また、各締約国に対し国連への5年ごとの提出を求めているNDCについて、2025年には2035年の目標を、2030年には2040年の目標を、その後も5年ごとに10年後の目標の提出を推奨することがルールブックに盛り込まれた。

(2) 化石燃料からの脱却に関する合意

グラスゴー気候合意では、排出削減対策なしの石炭火力発電の段階的削減(フェーズダウン)およびクリーンエネルギー源への投資を阻害する非効率な化石燃料補助金の段階的廃止(フェーズアウト)に向けた努力を加速させることをすべての締約国に呼びかける文言が、国連文書として初めて盛り込まれた。

また、ドイツ・フランス・カナダなどの46カ国および電力会社・協会などの有志連合は、石炭火力発電のフェーズアウトとクリーン電力への移行に関する共同声明(Global Coal to Clean Power Transition Statement)を発表した。この声明には、主要経済国は2030年代(または以降可能な限り早期)に、世界全体は2040年代(または以降可能な限り早期)に、排出削減対策なしの石炭火力発電からの移行を達成すること、削減対策なしの新規石炭火力発電プロジェクトとその直接的な国際支援を廃止することなどが盛り込まれている。さらに、アイルランドやフランスなど11カ国は、1.5℃目標の達成には石炭に加え石油・天然ガスの大幅削減も必要であるとして、石油や天然ガスの生産のフェーズアウトをめざすアライアンス(Beyond Oil & Gas Alliance)を設立した。なお、日本はこれらの声明やアライアンスには参加していない。

(3) パリ協定第6条の市場メカニズムに関する合意

パリ協定第6条は排出削減量を国際的に取引する市場メカニズムを規定している。COP26では、このうちの協力的アプローチ(6条2項)と京都議定書のクリーン開発メカニズム(CDM)の後継にあたる国連管理型のメカニズム(6条4項)が交渉の焦点となっていた。

協力的アプローチとは、二国間で協力関係を結び、提携先の諸外国で実施したプロジェクトによってもたらされる排出量の削減や吸収(2021年以降が対象)に対して発行されるクレジット(Internationally Transferred Mitigation Outcomes:ITMOs)を、各国のNDC達成や企業の自主的な排出削減目標達成などに活用することを認める仕組みで、日本のJCMはこれに該当する。日本政府は地球温暖化対策計画

図表1. COP26会期中(2021年10月31日~11月13日)の主なイベント

10月31日	・COP26開幕
11月2日	・岸田首相が世界リーダーズサミットで演説
11月2日	・グローバルメタン誓約を正式に発表(100カ国以上が2030年までにメタン排出を2020年比で30%削減するとコミット)
11月3日	・ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟(GFANZ)が声明を発表(今後30年間で100兆米ドルの脱炭素資金を提供するとコミット ※2021年11月時点で45カ国における450以上の金融機関がGFANZに加盟)
11月4日	・石炭火力発電のフェーズアウトとクリーン電力への移行に関する声明を発表(46カ国等が主要経済国では2030年代、世界全体では2040年代に排出削減対策なしの石炭火力発電から移行するとコミット)
11月11日	・石油・天然ガスに関するアライアンス(Beyond Oil & Gas Alliance)が発足(11カ国がパリ協定の目標に整合するよう石油・天然ガスの生産・探査の終了日を設定するとコミット)
11月11日	・自動車・小型商用車の100%ゼロエミッション車への移行に関する宣言を発表(39カ国、主要自動車メーカー等が主要市場では2035年までに、世界全体では2040年までにすべての新車をゼロエミッション車とするとコミット)
11月12日	・交渉難航により会期の1日延長が決定
11月13日	・グラスゴー気候合意採択・パリ協定ルールブック完成、COP26閉幕

(出所)英国政府COP26公式ウェブサイト等より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

(2021年10月閣議決定)において2030年度までの累積で約1億トンのCO₂の削減・吸収を行い、NDCに活用するとしている。協力的アプローチのガイダンスが採択されたことを受け、環境省も今後パートナー国を増やしつつ、市場メカニズムを通じた排出削減の取り組みを拡大する考えである*⁶。

CDMに代わる新たな国連管理型のメカニズム(ポストCDM)については、パリ協定の目標に整合的な活動のみを対象とし、ベースライン(プロジェクトを実施しなかった場合に排出されていたと考えられる排出量)は可能な限り最も野心的な水準に設定するなど、野心の向上に寄与する規則が設けられることになった。方法論の開発を含む本メカニズムの規則詳細は今後数年かけて検討される予定である。また、2020年を期限とする京都議定書のもとで実施されていたCDMプロジェクトについては、一定の条件を満たした場合には2021年以降もクレジットの発行が認められることとなった。議論の争点となっていた既に発行済みのCDMクレジット(CER)の扱いに関しては、2013年以降に登録されたプロジェクト由来のものであれば、最初のNDC(2030年目標)に限り目標達成に活用できることで決着した。

なお、NDC達成のためにクレジットを活用する場合、両国での二重計上を防止するため、使用するクレジット量に相当する排出削減量をプロジェクトが実施される国(ホスト国)の排出量に上乗せする相当調整(corresponding adjustment)が適用される。COP26では、これまでの議論で適用されることが決定していた協力的アプローチに加え、ポストCDMについても相当調整を適用することが合意された(ただしCERを活用する場合については相当調整の適用はなし)。この方法論の詳細は2022年11月のCOP27で決定される見込みである。

COP26を踏まえた課題

以上のようにCOP26では様々な合意や決定がなされたが、いくつか課題として指摘すべき点がある。まず、目標引き上げや合意や自主的な声明・宣言の実効性である。今後の大幅な排出削減に向けては、中国・インドなどの排出大国から高い野心を引き出せるかが鍵となるが、グラスゴー気候合意における2030年目標の引き上げに関する合意はあくまでも「推奨」という弱い表現にとどまっている。実際に排出削減目標を引き上げるかは各国の判断に委ねられ、1.5°C目標に整合する2030年目標が掲げられる保証はない。会期中に発表された自主的な声明や宣言についても、必ずしも国際的に影響力のある国が加盟しているわけではないことから、その実効性に疑問が残る。例えば石炭関連の声明では、日本を含む米国、中国、インド、豪州などの主要な石炭消費国が、電気自動車関連の宣言では日本、米国、ドイツ、中国などの主要な自動車生産国が賛同を表明していない。

もう一つの課題は気候変動対策の資金不足である。2009年のCOP15において、先進国は途上国に2020年までに官民で年間1,000億米ドルの気候ファイナンスを提供すると合意している。しかし、OECDの報告*⁷によりこの目標は未達となる可能性が高いことが判明した。その結果、途上国の先進国に対する不信感が高まり、資金援助についての結論が出なかったことが、会期延長につながったとされている。グラスゴー気候合意では、先進国に対し、目標とされる年間1,000億米ドルの早期の達成と2025年までの支援継続を強く求めている。世界全体が足並みをそろえて1.5°C目標に向けた取り組みを進めることができるよう、先進国は支援を拡大する必要があるだろう。

おわりに

1.5°C目標や石炭火力発電段階的削減などの合意やパリ協定のルールブックの完成など、COP26はネットゼロ達成に向けて一定の成果を上げたといえる。しかし大幅な排出削減に向けては、今回の合意で決まった方針をもとに、各国が更に高みをめざし、目標を具体的な行動に落とし込めるかが重要となる。日本が世界を牽引するような国内外の気候変動対策を推進できるか、今後の日本政府の取り組みに注目していきたい。

- *1 IPCC「Climate Change 2021 The Physical Science Basis Summary for Policymakers」(2021年8月公開)https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/report/IPCC_AR6_WGI_SPM_final.pdf
- *2 オランダ環境評価庁「Trends in Global CO2 and Total Greenhouse Gas Emissions; 2020 Report」(2020年公開)<https://www.pbl.nl/en/publications/trends-in-global-co2-and-total-greenhouse-gas-emissions-2020-report>
- *3 英国政府ウェブサイト「COP26 President Alok Sharma to warn world leaders they must deliver in Glasgow in Paris speech」<https://www.gov.uk/government/news/cop26-president-alok-sharma-to-warn-world-leaders-they-must-deliver-in-glasgow-in-paris-speech>
- *4 UNFCCC「Glasgow Climate Pact」(2021年11月公開)https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_2_cover%20decision.pdf
- *5 UNFCCC「MESSAGE TO PARTIES AND OBSERVERS Nationally determined contribution synthesis report」(2021年11月公開)https://unfccc.int/sites/default/files/resource/message_to_parties_and_observers_on_ndc_numbers.pdf
- *6 環境省「COP26後の6条実施方針」(2021年11月公開)https://www.env.go.jp/earth/MOEJ_A6.pdf
- *7 OECD「Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries: Aggregate Trends Updated with 2019 Data」(2021年9月公開)<https://www.oecd.org/env/climate-finance-provided-and-mobilised-by-developed-countries-aggregate-trends-updated-with-2019-data-03590fb7-en.htm>
OECDウェブサイト「Statement by the OECD Secretary-General on future levels of climate finance」<https://www.oecd.org/newsroom/statement-by-the-oecd-secretary-general-on-future-levels-of-climate-finance.htm>

金池 綾夏 プロフィール

2019年に京都大学大学院地球環境学舎修了、みずほ情報総研(現みずほリサーチ&テクノロジーズ)に入社。環境エネルギー第1部に所属し、カーボンプライシング施策を中心に国内外における気候変動緩和分野の政策調査を担当。

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言:みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権:本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責:本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかににかかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成:みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

詳しくはお取引店または下記まで

e-mail: **globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp**

(2022年3月7日現在)